平成２３年（フ）第５１７号
埼玉県春日部市内牧4838番地１
債務者　山本　照夫
１　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１１５号
千葉県木更津市祇園２丁目20番１号
債務者　山田　博子
１　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１１７号
千葉県君津市平山300番地１
債務者　高橋　南海（旧姓神田）
１　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第２２０１号
愛知県瀬戸市東横山町113番地　ベルメゾン青山Ｂ２
債務者　高田　孝明
１　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２０２号
愛知県瀬戸市東横山町113番地　ベルメゾン青山Ｂ２
債務者　高田みさき
１　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３２５号
名古屋市千種区茶屋が坂２丁目６番Ｃ―602号　三旺サンテラス茶屋ケ坂
債務者　礒部　愛子
１　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３３９号
愛知県瀬戸市八幡台２丁目８番402号
債務者　清水　利真
１　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３５５号
名古屋市守山区森孝東１丁目303番地　トミタビル四軒家603号
債務者　小嶋　美幸
１　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３６８号
愛知県日進市岩崎台３丁目718番地　ディアコート205
債務者　小川　英司
１　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４２３号
愛知県岡崎市下和田町字神宮司60番地　神宮ハイツ511
債務者　タツミ不動産こと　川口　達夫
１　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４５６号
愛知県豊田市神明町２丁目52番地　プリンセス豊田603号
債務者　鈴木　　昭
１　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４９７号
愛知県西尾市米津町八百目28番地42
債務者　イワタこと岩田寿雄こと　岩田　壽雄
１　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４９８号
愛知県西尾市米津町八百目28番地42
債務者　岩田　幸子
１　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２０５号
岡山県笠岡市神島5370番地
債務者　田村　俊司
１　決定年月日時　平成23年10月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１７１号
茨城県土浦市中央２丁目２番14号
債務者　飯野　幹夫
１　決定年月日時　平成23年９月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２１７号
茨城県石岡市若松３丁目４番64号
債務者　堀川　直光
１　決定年月日時　平成23年９月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２５５号
茨城県土浦市大岩田2153番地　市営大岩田住宅102号棟203号室
債務者　斎藤　仁志
１　決定年月日時　平成23年９月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第４２９号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2074番地３　エメラルドハイツ203号、旧住所埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏1948番地２
債務者　井上　洋幸
１　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係